

身体障害者旅客運賃割引規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 4 号）の一部改正

現 行	改 正
<p data-bbox="591 240 667 272">(前略)</p> <p data-bbox="159 331 286 363">(取扱区間)</p> <p data-bbox="143 371 1115 448">第 5 条 身体障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="174 459 1115 576">(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互区間とする。ただし、身体障害者が普通乗車券によつて単独で乗車船する場合は、片道の営業キロが 100 キロメートルをこえる区間に限る。</p> <p data-bbox="577 632 680 663">(以下略)</p>	<p data-bbox="1585 240 1662 272">(前略)</p> <p data-bbox="1153 331 1281 363">(取扱区間)</p> <p data-bbox="1137 371 2110 448">第 5 条 身体障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="1169 459 2110 576">(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互間とする。ただし、身体障害者が普通乗車券によつて単独で乗車船する場合は、営業キロが 100 キロメートルをこえる区間に限る。</p> <p data-bbox="1601 632 1704 663">(以下略)</p>

2026 年 3 月 14 日から施行する。